

指定認知症対応型共同生活介護

重 要 事 項 説 明 書

一般社団法人サンダイス山鼻

事業主体概要

法人名	一般社団法人サンダイス山鼻
代表者	代表理事 村林 寛昭
所在地	札幌市南区真駒内緑町1丁目2番1号
TEL	011-583-2000
FAX	011-583-1600
設立年日	令和2年9月1日
基本方針	1 地域医療－私たちは、患者様に対し、すべての知識・技術を動員し、地域医療に全力投球いたします。 2 医療の徹底－私たちは、医療技術者という誇りと使命感を持って患者様に接します。 3 医療技術の研鑽－私たちは、医療技術の研鑽を常に怠らず、地道に努力しつづけます。

1. 事業所概要

名 称	グループホームサンダイス山鼻
目 的	グループホームサンダイス山鼻（「以下事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護従業者（以下「介護従業者」という。）が認知症の症状を伴う要介護状態及び要支援状態の利用者に対して、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（以下「共同生活介護」という。）を提供することも目的とする。
運営方針	（1）指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行う。 （2）指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたって、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

- (3) 共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行う。
- (4) 共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- (5) 共同生活介護は、当事業所運営規程第8条第1項に定める介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- (6) 介護従業者は、共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、その提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (7) 事業者は、共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。
- (8) 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急時やむを得ない理由を記録する。
- (9) 事業所は、自らその提供する共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。
- (10) 事業の実施に当たっては、利用者は所在する市町村、連携する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。

管理者

開設年月日 平成29年2月1日

指定年月日 令和2年9月1日

事業所番号 0190100982

所在地 〒064-0917

札幌市中央区南17条西9丁目2番38号

TEL (011) 530-6530

FAX (011) 530-6531

協力医療機関 医療法人新産健会 旭ヶ丘在宅クリニック

所在地：札幌市中央区南13条西23丁目2-21

TEL (011) 252-9602

計画作成者は、共同生活介護に、係るサービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従事者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。

- (1) 計画作成者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- (2) 計画作成者は、それぞれ利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- (3) 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付するものとする。

1 1. サービス及び利用料金等

指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第12条6号)(以下「厚生労働大臣が定める基準」という。)によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の支払いを受ける。介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとし、当該介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の支払いを受けるものとする。

(1) 保険給付サービス

食事・排せつ・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談、援助等。

(1月(30日の場合)の概算費用) 1単位: 10.14円

	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	748	752	787	811	827	844
30日の場合	22,440	22,560	23,610	24,330	24,810	25,320
介護報酬総額	227,541	228,758	239,405	246,706	251,573	256,744
1割負担	22,754	22,875	23,940	24,670	25,157	25,674
2割負担	45,508	45,751	47,881	49,341	50,314	51,348
3割負担	68,262	68,627	71,821	74,011	75,471	77,023

このほかに、初期加算として入居後30日に限り1日30単位、入院時費用(246単位/1月6回を限度)、医療連携体制加算I3(1日37円)、介護職員処遇改善加算、看取り介護加算I(144単位/1日)死亡日以前4日以上30日以下、サービス提供体制強化加算、口腔衛生管理体制加算等が加算されます。

※上記以外のサービスをご利用の場合は、別途料金をいただく場合があります。

(2) 保険対象外費用

下記の項目については、各個人の利用に応じて自己負担となります。

料金の改定は付して事前にご説明致します。

入居時にかかる費用

入居時（敷金2ヵ月分）：116,000円（低所得者3ヵ月分108,000円）

- （1）敷金については、利用者の故意・過失・善管注意義務違反その他通常の使用を超えるような使用による損耗や破損等があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて退去時に残額を返還し、未払い家賃等がある場合は、敷金から差し引いて家賃等に充当する。また、退去時の清掃クリーニング料として所定の料金を差し引いて返金させていただきます。

月額費用

（2）項目別料金

居室の提供（家賃） 58,000円（低所得者36,000円）

食事の提供 40,500円（朝・昼・夕3食＋おやつ提供）

水光熱費 24,600円（冬季11月～4月34,600円）

その他 理美容代、おむつ代、日用品、福祉用具、医療費、嗜好品等は実費となります。

月途中における入退居があった場合前項に定める額は、日割り計算とする。

尚、前項に定める利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を発行する。

12. 共同生活介護の提供に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、利用者の同意を得ることとする。

13. 入退居留意事項

共同生活介護の対象者は、要介護者又は要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。

- （1）次のいずれかに該当する者は、共同生活介護の対象者から除くものとする。

認知症の症状に著しい精神症状を伴う者

認知症の症状に伴う著しい行動障害がある者。

認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者。

- （2）入退申し込み者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申し込み者が認知症の状態にあることの確認を行う。

- （3）入居申し込み者が入院治療を要する者であること等、入居申し込み者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

- （4）利用者の退去に際しては、利用者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

14. 契約の解除

(1) 利用者による解約

30日前に事業者申し出る事で解約が可能となります。但し特別な事由等により上記期間以外での申し出は可能です。

(2) 事業者による解約

以下の事由の場合、一定の期間において解約を通達する事があります。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3カ月滞納したとき
- ② 伝染病等の疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると、医師が認め、かつ利用者の退居の必要があるとき。
- ③ 利用者の行動がほかの利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業所が判断したとき。
- ④ 利用者又は利用代理人故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。

15. 身元引受人等の条件・義務

身元引受人を1名定めさせていただきます。

身元引受人は、契約上の債務について契約者と連携して責任を負うことになります。

また、事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の引き受け、残置物の引き取り等を行うことに責任を負います。利用者代理人と身元引受人は同じ方であっても可能です。

16. 非常災害時の対策

事業者は、非常災害に備えて、防災計画を作成し、関係機関への通報及び連絡体制の整備等の体制に万全を期すとともに、防火管理責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- (1) 事業者は、協力医療機関や連携施設等との連絡方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。
- (2) 事業者は、従業員に対し、災害に対処するための計画の周知徹底を行う。

17. 秘密保持

介護従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- (1) 事業者は、介護従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該文書により承諾を得ておく必要がある。

18. 個人情報保護

- (1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等にお

いて利用者の個人情報を用いません。

(2) 事業者は、利用者の家族の個人情報等についても、予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

(3) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとする。

19. 衛生管理

事業者は、利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲水に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、保健医療機関や福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

(1) 事業者は、事業所において食中毒又は感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。この場合において、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言又は指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

20. 地域との連携

事業者は、共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する介護保険法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターの職員、共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2カ月に一回、運営推進会議に対し共同生活介護の活動状況を報告し、運営推進会議により、評価、助言、要望等についての記録を作成するとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- (1) 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- (2) 事業者は、その事業運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流を図らなければならない。
- (3) 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、札幌市が派遣する者が当該利用者に対する相談及び援助を行う事業その他札幌市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

21. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための介護従事者の対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、共同生活介護に係るサービス提供中に、介護従業者又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合はこれを速やかに、市町村に通報するものとする。

2 2. 身体拘束等について

事業者は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。

- (1) 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状態ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。

※「緊急やむを得ない場合」 ・ 利用者本人また他利用者等生命また身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合 ・ 身体拘束その他行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合 ・ 身体拘束その他行動制限が一時的なものである場合

2 3. 苦情処理

事業者は、共同生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業者は、提供した共同生活介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (2) 事業者は、提供した共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- (3) 事業者苦情相談窓口 月曜日～金曜日 8：30～17：30

TEL：011-530-6530

担 当 者 管 理 者 ()

介護支援専門員 ()

- (4) 行政相談窓口 北海道国民健康保険団体連合会

011-231-5161

2 4. 情報開示事項の掲示

事業者の運営規定、利用契約書、重要事項説明書内容等の主要な事項について情報開示事項としてまとめ、かつ、それを事業所の見やすいところに掲示します。

2 5. その他運営に関する留意事項

事業者は介護従事者の資質の向上の為に研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用3カ月以内

- (2) 継続研修 年5回以上

事業者は、共同生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

26. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、法人理事長と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

重要事項説明書の説明年月日

令和 年 月 日

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者名 一般社団法人サンダイス山鼻
所在地 札幌市南区真駒内緑町1丁目2番1号
代表者名 代表理事： 村林 寛昭
電 話 011-583-2000
事業所 グループホームサンダイス山鼻
所在地 札幌市中央区南17条西9丁目2番38号
電 話 011-530-6530
説明者 管理者：

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者： 住所

氏 名： _____

代理人氏名： _____（続柄 ）

身元引受人： 住所

氏 名： _____（続柄 ）